

# 改訂学習指導要領と高校—大学の接続関係

—大学入試に関連して—

佐々木 享  
(名古屋大学)

## 1. はじめに

「高等学校と大学教育——改訂学習指導要領をめぐる諸問題」というシンポジウムのテーマは、教育学上未解決の難題をふくんでいる。ところが扇谷尚教授のお勧めでつい参加することを約束してしまった。後悔しても仕方がないので、筆者が近年関心をもってきた大学入試制度の面からこのテーマにアプローチしてみよう。

はじめに、「高校—大学の接続関係」とその難しさの性質についてふれよう。扇谷教授は、この問題の実態について、「中等教育としての高等学校から高等教育としての大学への移行は、青年にとってしばしば、カリキュラムと教授法の上で、急激な変化を感じしめる一方、内容面では高校の繰返しと重複が多いと感じしめている」と書いている<sup>1)</sup>。このようなことは、これまでも多くの大学生からしばしば指摘されてきた。「高校—大学の接続関係」の難しさは、ここに指摘されている実態が、部分的例外的には大学生の高校時代の不勉強さあるいは大学の教師の不勉強さや教授法の未熟さから生まれていることがあることは否定できないにしても、大部分はむしろそうとはいえないという点にある。ここで指摘されている実態は、むしろ、高校—大学の学校体系上の接続関係をかなり正確に表現していると言ってよいのである。換言すれば、上に指摘されている実態は今日のわが国の高校—大学の学校体系上の接続関係の特質が生み出した必然的な産物なのである。

この問題を解きほぐす鍵の一つは、さきに引用した扇谷教授の文章のなかに含まれている。同教授が「中等教育としての高等学校から……」と書いていることがそれである(傍点は引用者)。この場合もし仮りに中等教育というものの内容や水準つまり教育課程が大学進学に向けて準備させることを目的としているのであれば、上に述べた事象は制度上は起り得ないことであり、もしあったとすればそれは学生の不勉強や大学教師の教授法の未熟さに由来すると言えるわけである。実際、西ヨーロッパに発達した中等教育制度や戦前のわが国のそれは名目

はとにかくとして実質的な目的や教育内容は大学進学への準備を主要な課題としてきたから、その中等学校と大学との間では、少なくとも制度からは上に指摘されたような事態は起り得なかった。ところが戦後日本の高校教育は、等しく「中等教育」と呼ばれているが、それは最早進学準備課程ではなく、小学校、中学校と同様に国民誰もがそこで学ぶことを本旨とする国民教育制度の一環として位置づけられている。すなわち高校教育という中等教育は、そのうちに普通科のほかにかかなりの数になる職業学科をもふくんでおり、その意味でさらに進学しようとする者にとってもそこで就職しようとするものにとっても国民教育としての完成段階であるところの、大衆的な性格をもった教育である<sup>2)</sup>。扇谷教授の指摘している事態の発生要因の一つがこのような高校教育自体の性格にあることを理解しておくことは必要である。

他方、上述の事情を大学の側からみると、大学はそれ自体の予備課程ないし進学準備課程をもたないことを意味している。これは、大学附属の高等学校でさえも例外ではない。大学は、学校体系上、その教育を受けるための準備をしてきているとは必ずしも言えない学生を迎え入れなくてはならぬ位置におかれながら、その条件のもとで、「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」(学校教育法第52条)ことを自らの課題として存在しているわけである。このように考えてくると、学校体系図では高校と大学とは直接につながっているかのようにみえるが、実際に高校生および大学生を教育するという観点からみると、高校と大学との間にはかなりの距離があると言わなくてはならない。(1972年に刊行された文部省『学制百年史』の学校系統図<sup>3)</sup>が高校と大学とを切り離して描いているのは、上述の事情を示唆しているのかも知れない。)このような高校—大学の関係について扇谷教授は単刀直入に、「高校・大学間の関係交渉に関する原理と法則」は「未だわかっていない」と書いている。<sup>4)</sup>

## 2. 教育課程面での高校—大学の接続関係

教育課程面での高校—大学の接続関係を具体的な学生の学習という点に着目してみると、次のように整理することができよう。

まず、高校で学んだ科目の種類と大学で学ぶ科目の種類との関係についてみると、前者と後者とが同じか似かよっている場合と、後者が学生にとって全く新しい場合とがある。似かよっている場合には、学生にとって、大学の授業の内容が高校のそれに重複していると感じられる場合とあまりに難しすぎると感じられる場合とがある。すべての大学生が、高校時代に同じ科目を学習してきたのであれば、この感じ方の違いは高校教師の教え方の違いや学生の学習の深淺に由来することになる。しかし現行制度のもとでは、高校での学習そのものが違う場合があり、その場合は感じ方の違いを個人差に帰することはできない。たとえば、高校で「化学Ⅰ」しか学ばなかった学生と、「化学Ⅰ」と「化学Ⅱ」とを学習した学生とでは、大学の化学の授業の水準に対する感じ方は当然に異なる。この例でいえば、現行制度すなわち高校—大学の学校体系上の接続関係からいえば、高校で「化学Ⅰ」しか履修しなかった者が理学部化学科に進学することはできるし、現にそういう学生がいるという事実注目する必要がある。

大学の授業科目の種目も、ある学生にとっては新しい科目であるのに他の学生にとっては既習科目であるという場合がある。現行制度でいえば、高校時代に「地学」と「生物」を全く学ばない生徒はあり得るし現にいるが、そういう学生が「地学Ⅱ」まであるいは「生物Ⅱ」まで履修してきた学生に伍して大学で同じ「生物学」や「地質学」の講義を聴くという事例はいくらでもあり得る。

例はこれくらいにとどめるが、学生にとっての高校—大学の学習上の接続関係の善し悪しは、大学の授業が上述のような学生達の高校時代の学習（その履修科目の種類）に違いがあることを考慮して行なわれているかどうかに関係していることに注目したい。（一般教育ないし基礎科目担当の大学教師が、高校の教科・科目の構成や個々の科目の内容やその水準を全く理解していない場合には、少なからぬ学生が高校—大学の学習上の接続関係の悪さを痛感するという事態を招くことになる。制度上、大学教師が高校の教育課程の構造を理解している必要はないというのであれば、このような学習上の接続関係の悪さは制度それ自体に由来するといえる。このような、高校教育課程の構造に対する無理解から生れる学習

上の接続関係の悪さという問題は、実態としては大きな問題であろうが、ここでは一応例外的問題としておきたい。）

この節で述べている問題は「教育課程の面での高校—大学の接続関係」というべき性質の問題で、その複雑さは、制度的には、高校—大学の一般教育がともに選択制を原則としている\*ことに由来しているといえる。

\* 選択制という場合、誰が選択するのかという選択主体の問題を考慮する必要がある。現行の高等学習指導要領では、必修は6教科12科目で、その単位数は全日制普通科男子の場合44単位であり、その他の教科・科目はすべて選択制のそれである。問題が複雑になるのは、必修科目といってもその科目が特定されている場合の方がむしろ少ないからである。さきあげた理科を例にとると、必修科目は「基礎理科」1科目または「物理Ⅰ」「化学Ⅰ」「生物Ⅰ」「地学Ⅰ」のうちの2科目というように、いわゆる選択必修制になっている。しかし実際には、大部分の高校では学科ないしコースごとにその学校としての必修教科・科目を定めている。つまり学校が予め選択しているのだから、個々の生徒の側からみた選択の余地はずっと小さいのが普通である。高校—大学の接続関係という観点からいえば、高校教育一般の選択制が問題なのであり、個々の高校がどの教科・科目を生徒の選択にゆだねているかは問題にならない。

学生達の高校での履修科目と大学における履修科目との関係がいかなる状況にあるかは教育課程の面での高校—大学の接続関係の基礎的なデータである。1950年代までの高校は現在よりずっと大幅な選択制を採用していたので、一時期、教育課程面での接続関係の実態が問題となり報告されたことがある<sup>9)</sup>。ここで明らかにされた高校における履修科目と大学における履修科目のずれという問題は、大学入試の学力検査科目のあり方にある種の措置をとるということで解決がはかられた。すなわち、大学が高校側に対して高校において履修すべき科目を指定することは許されないので、少なからぬ大学が大学入試において受験すべき科目を指定するようになったのである。このような措置は、実質的には学校において履修すべき科目を指定するに等しい効果を発揮するから、高校教育の側からみれば問題が多い<sup>10)</sup>。すべての大学・学部がこのような措置をとるようになったわけではないし、またかりにこのような措置をとっても、大学側が希望する科目を履修していない学生が進学することはあり得る。しかし筆者の知る限り、この種の問題に關す

る報告は少ない<sup>9)</sup>。問題を解きほぐすために必要な基礎的データが整理されていないのである。

これまで既に一部ふれたように、高校—大学の教育課程面での接続関係の問題は、現実には、大学入試の学力検査科目をどう設定するかという措置のなかに、極めて具体的に現われざるを得ない性格をもっている。

### 3. わが国の大学入試制度の若干の特徴

高校—大学の接続関係がいかに複雑で難かしかろうとも、大学入試は現実にはこれを何らかの形で解決しなくてはならない。大学入試は現に行なわれているのだから、そこに「大学入試制度に現われた高校—大学の接続関係」というものが生れる。この問題に入る前に、わが国の戦後の大学入試制度の特徴を整理しておく。

#### 1. 入学資格の面から

わが国では、制度上、大学入学資格は学力試験によってではなく、高校卒業という資格（又はそれと同等の資格）によって定められている（学校教育法第56条）。これに対してフランスはバカロレア、西ドイツはアビトゥーアという、中等学校の卒業という資格とは別個の学力試験の可否によって大学入学資格を定める方式を採用している。

わが国では、個々の大学・学部への入学者は、大学入学資格に関する有資格の志願者に対して、第三者機関ではなく個々の大学・学部が行う学力検査を中心とした入学試験によって決められる。<sup>\*</sup> この点からすれば、わが国の大学入学資格は、実態としては大学入学試験の受験に関する有資格者に過ぎない。俗に言う「大学入試」は受験有資格者の中から入学者を選抜する措置をさしている。公的文書が大学入試ということばを使わずに「大学入学者選抜」と称している理由はこの点にあると解される。

<sup>\*</sup> 大学入試センターが実施する共通第一次学力試験は実態的には第三者機関の実施する試験であるが、形式的には個々の大学・学部が実施する試験の一部と解されている。

そして、個々の大学・学部に入学者かどうかのいわゆる可否の判定は、原則として、一定水準の学力の有無によって行なわれるのではなく、学力検査の結果の受験者中の上からの順位によって定められる。換言すれば競争試験の方式によって行なわれている。しかし、大学・学部は、場合によってはたとえ志願者が入学定員を割っても学力検査を実施して不合格者を出すであろうから、個々の大学・学部は、高校の「卒業」という資格とは別の、最低限の学力を要求していると考えられるが、

明示的でない。要求される学力水準が明確でなく、入学者選抜がたんなる競争試験として機能しているのである。

#### 2. 学校体系の面から

前節で略述したように、高校—大学の学校体系上の接続関係は、小学校・中学校、中学校・高等学校の間にみられるような「下から」直接に接続する関係になく、さりとて旧制大学・旧制高校（あるいは大学予科）の間にみられたような、一方が他方の進学準備課程であるという関係、換言すれば「上から」直接につながる関係にもない。このような複雑な関係を大学入試の面で實際化するための考え方の原則として、文部省は毎年の「大学入学者選抜実施要項」の冒頭に、次のような文章を掲げている。

大学入学者の選抜は、①大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を備えた者を②公正かつ妥当な方法で選抜するよう実施するとともに、③入学者の選抜のために高等学校の教育を乱すことのないよう配慮するものとする。

〔1979年度の「大学入学者選抜実施要項」による〕

この文章は、大学入試の基本原則とか、大学入試の3原則などと呼ばれる。上の①②③は便宜のために筆者がくわえたものである。以下では、かりに①の部分を能力・適性の原則、②の部分を公正・妥当の原則、③の部分を高校教育尊重の原則と呼ぶ。

詳しくいえばこの三つの原則が並べられるようになったのは1955年度入試の実施要項からであり、しかも、その順序は、1969年度入試の実施要項までは、①公正・妥当の原則、②能力・素質の原則、③高校教育尊重の原則となっていた。（能力・素質の原則が能力・適性の原則となるのは1973年度入試の実施要項からであった。そのほか、文章表現の細部は毎年少しづつ変わってきたがここでは立ち入らない。）

この3原則のひとつひとつを実際の入試に具体化すること自体が容易でないし、まして、三つの原則のそれぞれの間の整合をはかることには困難がともなう。その詳細は別の機会に譲り<sup>9)</sup>、ここでは、1970年度入試の実施要項以降、公正・妥当の原則と能力・適性の原則との順序が逆転して今日に至っている事実注目することにしたい。

#### 3. いわゆる学校格差の問題

わが国の戦後の大学入試を特徴づけるもう一つの問題は、ほとんどすべての高校、すべての学科が大学入学資格の点で対等平等であり、多数の大学もまた4年制大学と短大の違いを除くと学校制度上何ら種別化されていな

いにもかかわらず、実際にはほとんどすべての高校相互間に、またすべての大学・学部の相互間に、大学入試の面で一流校、二流校等々の格差が存在していることである。この格差をいわば所与の前提として競争試験としての大学入試が実施されている。個々の大学・学部の入試に着目してみると、受験者の学力は広範にばらついているのではなく、事前の情報によって、受験すべき大学・学部を選択する段階でいわば事実上の厳しい予備選抜を経た者が受験場に現われるため、入試は学力程度の似かよった者同志の1点を争う厳しい競争という性格を帯びる。ただし、ここでいう格差は、法制度によって作りだされたものではないから、流動的である。

#### 4. 能力主義教育政策の問題

個々の大学・学部の入試の面に現われる厳しい競争およびその事前の事実上の選抜というべき段階での見えない競争にみられる厳しさは、国全体としての進学希望者が全体としての入学定員が上まわることから生じているというよりは、さまざまないわゆる格差の存在のもとで、特定の大学・学部への入学をめぐる生れているものである。このような競争は近年——具体的には1960年代以降に展開された能力主義教育政策によって助長され強化されてきた。ここでは主題から外れるので問題を指摘するにとどめる。

#### 4. 大学入試の学力検査科目と高校一大学の接続関係

前節で指摘した諸要因が互いに関連し合いながら、現実の大学入試が実施されている。しかし、受験生が試験場に入ってから後のことだけについていえば、学力検査の結果が可否を決定的に左右する——この点に関する限りいわゆる公正・妥当の原則が貫徹している——とみてよいから、この局面に注目していえば、学力検査科目がどうなっているかは受験生の重要な関心事の一つである。ここでは、大学入試の学力検査の科目構成がもつ意義を、前記の大学入試の基本原則を手がかり\*として整理しておく。

\* 大学入試の基本原則それ自体検討を要する問題をふくんでいるが、それは別の機会に譲る。

##### 1. いわゆるコース制の問題

高校の普通科や大学進学予備校は、しばしば国公立大学コース、私立大学コース、さらにそれらを文系、理系に分けたコースなどを設けている。これらは、国公立大学と私立大学の特色の違いに対応してつくられているという面がないではないが、直接には、入試の学力検査科目が大部分の国公立大学では5教科にまたがっているの

に、私立大学の大部分では3教科であること、それぞれの学力検査科目の文系学部と理系学部との違いに対応してつくられているとみることができる。学力検査の科目数如何は、高校教育に重要な影響を与えるという意味で高校教育尊重の原則にかかわる問題なのである。(念のためいえば、毎年の「大学入学者選抜実施要項」——以下たんに「実施要項」という——は、国語、数学、理科、社会、外国語のすべてにわたって出題することが望ましいとしてきた。)

##### 2. 受験科目指定の問題

1965年度入試までの「実施要項」は、大学に対して、高校で履修することが望ましい教科・科目、受験に際して選択することが望ましい教科・科目を予め表示することを認めてはいたが、それぞれの教科に属する科目全部について出題することを原則とし、受験科目を指定する(現実には特定の科目のみ出題する)ことを認めてはいなかった。いうまでもなく、希望表示はさきの能力・適正原則から説明され、すべての科目にわたって出題すべきだとする考え方は高校教育尊重の原則から説明される。後者は、さまざまな科目選択をしているすべての高校生に受験の機会を与えるという意味では公正な措置だともいえるが、これが能力・適性の原則からみて大学側に不満を残す可能性をふくむことは否定できない。

ところが1966年度入試の「実施要項」から、大学が受験科目を指定することが認められ、実際に、受験科目を指定する(特定の科目のみ出題する)大学が増加してきた。受験科目の指定という措置は進学希望者に対して履修指定と同様の効果を発揮するから、高校や予備校のコース制は細分され、強化されるようになった。こうした措置は大学側の要望する能力・適性の原則から説明することはできるが、高校教育尊重の原則からは本来的には説明できない。ところがこの時期つまり1960年改訂の高校学習指導要領(これは1963年度から学年進行で実施され、1966年度入試から適用された)において、文部省は高校に対してむしろコース制を実施することを奨励していたという経緯がある。受験科目指定という措置は、たんに大学側の希望に沿ったというのではなく、時の高校教育政策と一体となっていたのである。

さらにいえば、63年から実施された高校教育課程では理科の「物理」と「化学」、数学の「数学Ⅱ」、社会科の「世界史」と「地理」などについてはそれぞれAとBという2種類の科目が設けられていたが、「実施要項」は学力検査科目としてはB科目のみを指定したので、実際にもA科目が出題されることはなかった。これは、事実上、A科目履修者(職業学科やいわゆる就職コースに多

かった)を受験競争から排除するに等しい効果を発揮した。

がんらい1960年に改訂された高校学習指導要領は前述した能力主義教育政策の一環として位置づけられていたものであったが、それとの関連で大学入学入試制度もまた能力主義教育政策のなかに組み込まれたのである。

### 3. 職業学科からの受験の問題

毎年の「実施要項」は、社会、数学、理科について2科目を課す場合、そのうち1科目については職業に関する教科に属する科目で受験できるようにすべきだと述べるのがつねであった。1973年以降つまり現行の高校教育課程でいえば、数学の場合の必修は「数学Ⅰ」または「数学一般」のみであるから2科目を課す場合の学力検査の範囲は選択科目に及ぶことになるし、社会、理科についても科目如何によっては職業学科では学んでいない科目から出題されることがあり得るという事情がある。したがっていわゆる代替科目での受験を認めることは、選択科目である職業に関する教科・科目の学習をも高校教育の学習として扱うという趣旨として、つまりさきの基本原則との関連でいえば、高校教育尊重の原則ないし公正・妥当の原則によって説明される。

しかし現実には、職業に関する教科・科目をも出題する国公立大学・学部は近年ほとんどなかったし、私立大学でも出題する大学は少なかった。その結果として、高校一大学の学校体系上の接続関係が、とくに職業学科からの進学問題としてみる場合には、ひどく悪くなっていることは否めない。他方大学の側からみれば、職業に関する教科・科目から出題しないのは、実務上のつごう（出題しても受験者がいるかどうかさえわからない、出題そのものに困難がある等々）のほか、そういう学科・科目で受験する者の進学後の問題（つまり教育課程上の接続関係がうまくできていないという問題）\*があったのかも知れない。こうしてここでも、現実には高校教育尊重の原則や公正・妥当の原則よりも大学側のつごうという意味で能力・適性原則が優先されてきたことになる。

\* 念のためいえば、高校時代の履修科目の異なことが直ちに高校一大学の教育課程上の接続関係を悪くするわけではない。例えば旧制専門学校とくに高商、高農では入学者の3分の1前後が実業学校卒業生で占められていた。入試の学力検査科目に配慮をくわえたり一部に無試験指定（つまり推せん入学）の制度をとり入れたりしていたからであると思われる。これらの学校では、しばしば、入学後（とくに第1学年）の教育課程において、一部の学科の授業時間数を中学校出身者と実業学校

出身とで多少違えるなど、教育課程上の接続関係に配慮していた。

### 4. 共通第一次試験導入後の問題

共通第一次試験の科目は、高校の選択科目である外国語がくわえられていることを除くと、その履修者に対して「基礎理科」「数学一般」で受験することを認めるなど、かなり厳密に高校の必修科目で構成され、しかも高校学習指導要領と同様に科目の選択が認められている。この点で高校教育尊重の原則はかなり厳密に尊重されている。

ところが共通第一次試験とセットになっている個々の大学・学部の行なう第二次試験となると事情は著しく異なる。まず学力検査の科目数の減少が目立つ。たとえば、学力検査科目が多いことで際立っている東大でも、文系では理科を課さないし理系では社会科を課さない。理科を出題する場合、全科目から1科目あるいは2科目を選択させる場合もあるが、特定の科目の中から選択させる大学・学部が少なくない。他方、一部の科目につき職業に関する教科の科目で受験することを認めている大学は依然としてひじょうに少ない。前述のように学力検査科目を特定することは履修指定に近い効果をもつ。その意味で当該の大学・学部だけをとってみれば教育課程上の高校一大学の接続関係はよくなるといえる。しかし、受験生の側からみれば進学先の選択の幅をせばめる効果を発揮するから、高校一大学の接続関係の全体的観点からいえば、いわゆる高校教育尊重の原則が軽視されているといわざるを得ない。今次の入試制度改革に伴う第二次試験のもつこのような意味は意外に検討されていないように思われる。

### 5. 改訂高校学習指導要領と大学入試の学力検査科目

1985年度以降の大学入試の学力検査は新しい教育課程の科目によって実施される。このことは国公立大学、私立大学に変わりはない。しかし、目下のところこれに対応する私立大学の動きはまだ知られていない。他方国立大学協会はすでに80年11月12日の総会で1985年度以降の入試においても共通第一次試験をひき続き採用することを決めている。そして国立大学協会第二常置委員会はすでに学習指導要領改訂に対応する1985年度以降の共通第一次学力試験の学力検査の教科・科目の構成についての原案（以下これを国大協原案という）をとりまとめ、各大学の賛否や修正意見を問うアンケートを発送した<sup>10)</sup>。

6月のシンポジウムでは、共通第一次試験の新しい教科・科目構成については筆者に考えられた可能性を示し、それを基礎として問題点を指摘した。しかしここでは、国大協原案が高校—大学の接続関係に関してもつ若干の意義について述べる。

まず国大協原案を掲げる。

- 国語——「国語Ⅰ」と「国語Ⅱ」を合わせて「国語」として出題する。
- 社会——「現代社会」、「倫理」及び「政治・経済」とを合わせたもの、「日本史」、「世界史」及び「地理」を出題し、「現代社会」、「倫理」及び「政治・経済」とを合わせたもの及びこれを除く3科目のうち1科目を選択、計2科目を解答させる。この場合、「現代社会」、「倫理」及び「政治・経済」とを合わせたものについては問題を選択解答させる。
- 数学——「数学Ⅰ」及び「数学Ⅱ（電子計算機と流れ図を除く）」を合わせて「数学」として出題し、「数学Ⅰ」については全問解答、「数学Ⅱ（電子計算機と流れ図を除く）」については問題を選擇解答させる。
- 理科——「理科Ⅰ」、「物理」、「化学」、「生物」及び「地学」を出題し、「理科Ⅰ」1科目及び「理科Ⅰ」を除く4科目のうち1科目を選択、計2科目を解答させる。
- 外国語——「英語」、「ドイツ語」及び「フランス語」として出題し、1科目を選択解答させる。「英語」は、「英語Ⅰ」と「英語Ⅱ」を合わせたものとする。「ドイツ語」及び「フランス語」は、「英語」に準ずる。

原案の教科構成、社会と理科では出題される全科目から受験生が選択し得ること、これが意味する高校—大学の接続関係、などは現行と同様である。以下では、国大協原案と現行制度との違いに注目して私見を述べる。

第一に、外国語を除く4教科で、学力検査の範囲が高校の必修科目のみでなく、選択制の科目に及んでいることが注目される。これら学力検査科目とされた選択科目のうちで、学習指導要領が事実上必修に近い扱いをすべきものとしているのは「国語Ⅱ」のみである。国大協原案がこのような措置をとった背景には、現行学習指導要領と改訂学習指導要領とは必修科目の扱いに相違があるという事情がある。すなわち改訂学習指導要領の必修教科・科目のうちの共通第一次試験の学力検査の対象となる4教科では、必修科目はすべて第1学年で履修すべきものとされており、その内容においては中学校教育との関連が重視されており、しかもその単位数はいずれも

現行の必修単位より著しく少ないこと（国語9→4、社会10→4、数学6→4、理科6→4、これら4教科の必修単位数計36→16）などがそれである。こうした事情があるので、国大協原案は、共通第一次試験の学力検査の範囲を必修科目に限るのは大学入試としては不相当だと判断していると考えられる。ところで、国大協原案のような措置がとられると以下のような問題が生ずることになる。

それは、試験範囲が選択科目の範囲に及んでいるので、高校生のなかにはそれらのうちのいくつかを履修していない者もあり得るといえる問題である。改訂学習指導要領は必修科目の範囲を狭くしているのだから、実際問題としては、普通科では国大協原案の範囲に入っている選択科目を履修させないカリキュラムは考えにくい。職業学科の場合には、試験範囲に入っている科目の一部を履修させないカリキュラムを編成する学校は少ないにしてもあり得ると考えなくてはならない。

このような事情に対処するために、これまですでに、高校の各学科の校長会は、1985年度以降の共通第一次学力試験の選択科目のなかに表のような専門教科に関する科目をくわえるよう要望してきた\*。（なお各要望書の文章をみる限りでは、これらの校長会が、この共通第一次試験の学力検査の範囲が選択科目に及ぶことを望ましいとしているのか、反対だが国大協がそうしたいのならやむを得ず認めるとしているのかは明らかでない。）この問題については、国大協原案は、現段階ではまだ具体的な見解をまとめるに至っていないが、今後新しい教育課

共通第一次試験の普通教科		社 会	数 学	理 科
普通教科の選択科目のなかにくわえることが望ましいとされる専門教科の科目	農業科	農業経営	測 量	栽培環境、食品化学
	工業科		工業数理	機械設計、電気基礎、工業化学、建築設計、土木設計
	商業科	商業経済Ⅰ	簿記会計Ⅰ	

- (注) 1. 農業科は全国農業高等学校校長協会（1980.12.19）の、工業科は全国工業高等学校校長協会（1980.11.17）の、商業科は全国商業高等学校校長協会（1980.10.15）のそれぞれの要望書による。
2. 家庭科、水産科、看護科については、筆者未見。

程の趣旨を生かす方向で検討を続けていきたい、とするにとどまっている。今日の段階では帰趨はまだ明らかでないので、ここでは、国大協原案のように共通一次試験の学力検査科目の範囲に選択科目をくわえるのであれば、職業に関する科目を選択科目にくわえるか否かは高校一大学の制度上の接続関係の重要な問題であることを指摘するにとどめたい。

\* 農業科、工業科はもちろんのこと、最近では商業科でも現実には多数の学科に分かれており、農業科なら農業科のすべての学科で必ず履修させる科目というようなものは存在しない。したがって各高校長協会とともに、共通一次試験にくわえるべき選択科目を選定するについては多くのいわば無理な苦心を払っているが、それにもかかわらず、提案されている科目によって当該の学科のすべての生徒がカバーされているわけではない。これは、選択科目をくわえることによって必然的に生ずる問題である。

第二に、国大協原案によれば、共通第一次試験の学力検査科目がカバーする単位数が各教科とも少しずつ変わっていることが注目される。すなわち、国大協原案では、国語 9 → 8、社会（82年度入試より）5又は6 → 8（「現代社会」、「倫理」、「政治・経済」を合わせると12単位となるが、原案では問題による選択ができる）、数学 6 → 7、理科 6 → 8、外国語15又は9（英語Aの場合のみ） → 9、となることが想定されている。

本来各科目の問題点はその内容と関連させて議論すべきものだが、単位数という点からみた問題点に限って、しかも高校一大学の教育課程上の接続関係に限っていえば、改訂後の必修科目の性格からして単位数のふえる数学、理科、社会は大学側からみて望ましいものには違いないが、単位数の減る国語、外国語では問題が生ずるように思われる。とくに外国語に関しては、中学校の改訂学習指導要領で時間数が減少していることにくわえて、共通一次試験のカバーする単位数が現行の英語Bに比較すると3単位減（現行の英語Aと比較すれば同じ）ということになる。国語についても、現代の高校生一大学生の国語に関する力量不足という認識からみて、大学側には不満が生ずる可能性がある。こうした不満を各大学・学部の第二次試験の選択科目でうめ合わせるとなると、

選択科目をとらない高校生とくに職業学科の生徒はますます進学しにくくなる。

本稿では詳しくふれる余裕はなかったが、がんらい改訂高校学習指導要領の教科・科目は、必修部分を圧縮して多くを選択制にして多様な学習方式をとることを趣旨として構成されているから、大学側が選択科目を重視する入試（国公立大学でいえば第二次試験）を実施しても何ら不思議はない。ところで、選択科目で入試を実施する場合には、前節でみたようにさまざまな問題の生ずる可能性がある。

こうして改訂学習指導要領とそれに対応する大学入試は、現在よりもいっそう複雑で困難な高校一大学の接続関係をつくりだす可能性があるように思われる。

## 引用文献

- 1) 扇谷尚「高等学校学習指導要領改訂にかかわる大学教育の問題」『一般教育学会誌』第3巻第1号、1981年5月、22ページ。
- 2) 拙著『高校教育論』1976年、大月書店、9ページ以下、70ページ以下を参照。
- 3) 文部省『学制百年史——資料編』1972年、376ページ。
- 4) 扇谷、前掲、23ページ。
- 5) 拙稿「高校教育における選択制と生徒の学習権」教育法学会年報第9号、1980年3月。
- 6) 有井癸巳雄「高校と大学の理科学科の選択について」『大学基準協会会報』第22号、1954年10月。文部省調査局『大学と高等学校との関連——進学を中心として』1954年12月。
- 7) 拙著『高校教育の展開』1979年、大月書店、203ページ以下。
- 8) 奥田光郎「京都大学——教養部生物学教育の改訂」『一般教育学会誌』第3巻第1号、1981年5月、86ページに一つの大学の事例が報告されている。
- 9) 詳細は、拙稿「大学入試をめぐる諸問題」『文研ジャーナル』第184・186号、1980年12月・1981年2月。および拙稿「大学入試の基本原則とは何か」『大学進学研究』第17号、1981年6月、を参照。
- 10) 『朝日新聞』1981年7月3日付など。